

主要事業評価シート(第2次実施計画 / R1・2・3年度)

基本 事業 体系	計画コード	事業名		部名	産業建設部	
	17017	狹隘道路後退用地整備事業		課名	用地管理課 管理G	
	施策の大綱	01:快適さを支える生活基盤の向上		財務 科目	会計	01:一般会計
	基本施策	04:道路の保全・整備			款	08:土木費
	施策の方向	02:生活道路の充実			項	02:道路橋梁費
戦略プロジェクト	-		目		01:道路橋梁総務費	
事業予定期間	H 21 ~ R - 年度	主な根拠法令要綱等		亀山市狹あい道路後退用地整備要綱		

目的 概要	対象	市民
	目的	市民の理解と協力のもと、狹あい道路に係る後退用地の確保及び整備を進めることで、道路の利便性や安全性を高め、生活道路の充実を図る。
概要	市内の市道を含む公道で幅員4m未満の道路(狹あい道路)に接する敷地の建物の建て替え等の際に、道路中心線からそれぞれ2m以上後退した用地を市に寄附いただき、建築基準法に規定される4m以上の幅員となるよう、道路の拡張整備を促進する。なお、コンパクトシティの推進を図るため、市街地等の居住誘導を図るべき区域を重点的に進める。	

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
年度計画	個人単位での道路後退 ・道路後退用地の一般申請 40件 (うち、用地の寄附 30件)	個人単位での道路後退 ・道路後退用地の一般申請 40件 (うち、用地の寄附 30件)	個人単位での道路後退 ・道路後退用地の一般申請 40件 (うち、用地の寄附 30件)	個人単位での道路後退 ・道路後退用地の一般申請 40件 (うち、用地の寄附 30件)	
	路線単位での道路後退 ・拡幅要望がある地区 1地区 ・地籍調査の実施地区 2地区	路線単位での道路後退 ・拡幅要望がある地区 1地区 ・地籍調査の実施地区 2地区	路線単位での道路後退 ・拡幅要望がある地区 1地区 ・地籍調査の実施地区 2地区	路線単位での道路後退 ・拡幅要望がある地区 1地区 ・地籍調査の実施地区 2地区	
年度実績	個人単位での道路後退 ・道路後退用地の一般申請 46件 (うち、用地の寄附 21件)				
	路線単位での道路後退 ・拡幅要望がある地区 1地区 ・地籍調査の実施地区 1地区				
事業の計画・実績	計画額	事業費	13,000千円	13,000千円	13,000千円
		国庫支出金	4,000千円	4,000千円	4,000千円
		県支出金			
		地方債			
		その他			
		一般財源	9,000千円	9,000千円	9,000千円
	予算額	事業費	7,710千円		
		国庫支出金	3,293千円		
		県支出金			
		地方債			
		その他			
		一般財源	4,417千円	0千円	0千円
	決算額	事業費	7,228千円		
		国庫支出金	3,293千円		
		県支出金			
		地方債			
		その他			
		一般財源	3,935千円	0千円	0千円
人件費	総人件費	7,849千円	0千円	0千円	
	一般職員	7,849千円	0千円	0千円	
	所要人員	1.00			
	会計年度任用職員等	0千円	0千円	0千円	
総コスト(+)		15,077千円	0千円	0千円	
受益者負担率		0.0%	0.0%	0.0%	

				令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標	名称	路線単位での中心線立会の地区数	計画値	3	3	3
		地元からの要望及び地籍調査の際に行った路線単位の中心線立会の地区数	実績値	2		
			単位	地区	地区	地区
	名称	一般申請のうち用地寄附件数	計画値	30	30	30
		道路後退用地の寄附を受ける件数	実績値	21		
			単位	件	件	件
名称		計画値				
		実績値				
		単位				

事業の改善	前評価	【前回評価の対応方針の概要を記入】 旧要綱の事業内容をベースに、県内他市町の事業実績状況等を参考にし、事業内容を変更する。これについて、平成29年10月に策定された亀山市立地適正化計画において、狭あい道路の改善についても居住誘導にかかる支援策の一つとして位置付けられたことから、中心市街地等の居住誘導地区に重点を置いた事業内容とする。
	改善行動	【前回評価の対応方針を踏まえ、どのような措置を講じたか】 旧要綱の事業内容をベースに、県内他市町の事業実績状況等を参考にし、亀山市狭あい道路後退用地整備要綱を令和元年11月に改正した(施行は令和2年4月1日)。また、平成29年10月に策定された亀山市立地適正化計画において、狭あい道路の改善についても居住誘導にかかる支援策の一つとして位置付けられたことから、中心市街地等の居住誘導地区に重点を置いた支援内容とした。

		評価	(判定)
事業の評価	活動	【計画どおりに実施できたか】 個人単位での道路後退(一般申請)分については、申請があった案件は全て境界立会等を行った。路線単位での道路後退分については、地元内における意思統一に期間を要したため、境界立会・図面作成までは完了したが、所有権移転までには至らなかった。地籍調査実施地区については、関町地内において地籍調査事業実施時に、中心線の協議が必要な路線において中心線立会も同時に実施した。	B まずまず実施できた
	成果	【成果は順調に上がったか】 個人単位での道路後退(一般申請)分については、申請件数は計画値を上回ったが、所有権移転件数は、申請者側の事情で後退部分の分筆登記が行えない等の理由により、計画値に及ばなかったものの、寄附の申出があった土地の所有権移転登記は完了しており、狭あいな道路の解消に寄与できた。路線単位の道路後退分については、計画値には及ばなかったものの、境界立会・図面作成まで完了し、狭あい道路の解消に向けて寄与できた。地籍調査地区は、当初2地区の予定が1地区に変更されたものの、関町地内において中心線立会を同時に実施したことにより、事業効率を高めることもでき、個人財産保全の負担軽減に寄与できた。	B まずまず成果を得た

今後の対応方針	課題	【課題は何か】 亀山市狭あい道路後退用地整備要綱の改正内容については広報等により既に周知してあるが、より一層の寄附の促進を図るため、申請時及び立会時に関係者に対し改めて周知する必要がある。 路線単位での道路後退について、自治会に対し周知する必要があると共に、本事業と道路改良事業との違いについても理解していただく必要がある。	今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 [その他の場合、その内容を記載]
	対応	【課題に対し、どのように対応するか】 狭あい道路に係る申請時及び立会時に、関係者に対し制度の改正内容について十分な説明を行う。 路線単位での道路後退について、自治会に対し周知すると共に、要望の事前相談があった際に、本事業と道路改良事業との制度や手続きの違いについて関係地権者等の理解を得られるよう十分な説明を行う。	
	効果	【対応することで、どのような効果が期待できるか】 市内土地所有者に利用しやすい制度となったことを知ってもらうことにより、後退用地の寄附促進が期待できると共に、それに伴う住宅地の防災・減災機能の向上、道路の利便性・安全性の向上、生活道路の充実が期待される。 また、本事業と道路改良事業の違いを理解してもらうことにより、円滑に事業を進めることができる。	
対応時期		随時(申請時、立会時、事前相談があった際に十分な説明を行う。)	

【1次評価者】	産業建設部 用地管理 管理グループリーダー 野田 寛生
【最終評価者】	産業建設部 用地管理課長 村山 成俊

(参考:前期基本計画期間(H29-R3)における評価履歴)

		H29	H30	R1	R2	R3
判定	活動	A	B	B		
	成果	A	B	B		

令和元年度予算額(事業費)の内訳

予算額(事業費)		7,710 千円
内訳	平成30年度からの繰越額	千円
	令和元年度の最終予算額	7,710 千円
	令和2年度への繰越額	千円